

# 一般質問回答書

[令和2年第2回(6月)定例会]

質問者	笠利 毅 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	教育部 学校教育課
8	1	(1) ~ (3)		

## [質問件名]

1 「オンライン学習」のとりべき姿について

## [質問要旨]

太宰府市として「オンライン学習」の推進をはかるにあたり、以下について伺う。

- 1 主たる教育目的・教育内容
- 2 技術的なサポート体制
- 3 登校による学習とのかねあい

## [質問回答]

1件目の「『オンライン学習』のとりべき姿について」ご回答いたします。

まず、1項目めの「主たる教育目的あるいは教育内容について」ですが、文部科学省の「GIGAスクール構想」は、「一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する」ことを目指しています。

一人一台端末を実現することで、児童生徒一人一人のニーズに合った学習が可能になります。たとえば、児童生徒が、これまでは紙で提示されていた資料を動画で見たり、詳しく見たい部分を拡大してみたり、個人をつまづきに応じてコンピュータが作成した算数の練習問題を解いたりすることができるようになります。このように、より分かりやすい授業を実現することで、教室における一斉学習で取り残されがちな児童生徒の学びを支援することに繋がると考えます。

また、高速通信環境を実現することで、児童生徒が場所を選ばず学ぶことができるようになります。今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、小中学校が再び臨時休業となることが懸念されますが、その際、オンライン学習が有効な手立てになると考えております。

次に、2項目め「技術的なサポート体制」についてお答えいたします。

全児童生徒分のコンピュータ端末を全小中学校に配備し、更に現在の学校のWi-Fi環境をより快適にするための設備などを本年度導入できるように計画を進めているところです。

今後各学校で、本格的にコンピュータ端末の整備が進めば、コンピュータのハード面でのトラブルやソフトの使い方の問い合わせなど、様々なことが発生することが予想されます。本市では、平成28年度に研究指定校として太宰府東小学校にICT支援員を派遣し、タブレットパソコン活用を中心とした授業や校務におけるICT活用支援、ICTを活用するための運用・管理の支援、教員の授業や校務におけるICT活用能力向上のための支援等を行いました。更に、令和元年度から全小中学校を対象に授業支援・校務支援・障害対応・ICT環境整備などを業務内容として専門の事業者と委託契約を結び、2名のICT支援員を各学校に派遣いたしております。ICT支援員不在時におけるICT機器等の使用方法に関する問い合わせや障害発生時の対応、また、ICT支援員では対応が難しい案件が発生した場合においても電話やメールなどを活用してのサポートや一時対応を行うことができるヘルプデスクを委託業者に設置させており、全小中学校にICT環境が整った後もさらなる学校支援に努めてまいります。

また、ICTの技術に長けた本市職員や教育委員会の指導主事等が協力しながら、ICTを活用した学習活動の充実に努めてまいります。

次に、3項目め「登校による学習との兼ね合い」についてお答えいたします。

文部科学省の「GIGAスクール構想」は、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指しています。

このことから、オンラインを含むICTのよさを生かすことで、登校による学習をより充実させることが求められていると考えます。

現時点では一人一台端末配備は実現しておりませんが、4月からの臨時休業中、ホームページやケーブルテレビを通じて先生からのメッセージ動画や学習支援動画等を掲載した学校、紙で配付した学習プリントにQRコードをつけてパソコンやスマホで参考動画を見ることを

可能にした学校などがあり、取り組めることから実践し始めている状況です。

# 一般質問回答書

[令和2年第2回(6月)定例会]

質問者	笠利 毅 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	市民生活部 環境課
8	2	(1)(2)		

[質問件名]

2 「5G」および基礎自治体にとっての「予防原則」について

[質問要旨]

- (1) 5Gによる通信の生体、環境への影響について、市はどのような情報を得ているのか。
- (2) 「予防原則」を、市民の暮らしに最も近い自治体として、どのように理解しているのか。どう適用すべきと考えるか。

[質問回答]

2件目の「『5G』および基礎自治体にとっての『予防原則』について」ご回答いたします。

まず、1項目めの「5Gによる通信の生体、環境への影響について、市はどのような情報を得ているのか。」についてですが、5G電波につきましましては、インターネット上で生体や環境への影響を懸念する様々な意見があることは承知しています。しかしながら、5G電波の安全性につきましましては、国において国際的なガイドラインに準拠した人体に影響を及ぼさない十分な安全率を考慮した「電波防護指針」により厳しく管理されており、5G電波のように比較的高い周波数帯が使用される電波であっても、基準値以下の電波であれば人体に与える影響はないとの見解が示されているところです。

なお、今日まで携帯電話の使用を原因とするいかなる健康被害も立証されていないとのことですが、携帯電話の長期間の長時間使用等については、更なる研究が必要とされていることから、WHOを中心に我が国をはじめ世界各国で研究が行われていることは承知しています。

今後も5Gを含む電波の安全性につきましましては、総務省から発表される情報を注視しながら、引き続き情報の把握に努めてまいります。

次に、2項目めの「『予防原則』を、市民の暮らしに最も近い自治体として、どのように理解しているのか。どう適用すべきと考えるか。」についてですが、「予防原則」は、環境保全や化学物質の安全性などに関し、環境や人への影響及び被害の因果関係が科学的に証明されていない場合においても、予防のための政策的決定を行う考え方であると認識しています。国の法令等で規制や基準が設けられているものに関しましては、市独自の判断で適用又は運用をするものではないと考えますが、市民の皆様の心配や不安の払拭に可能な限り努めることは必要であると考えています。

なお、携帯電話基地局の設置につきましては、平成26年3月に「太宰府市携帯電話基地局の設置に関する指導要綱」を定めており、事業者に対し指導要綱の目的を説明のうえ、指導要綱に沿った市民への対応をお願いしています。